

日本法科学技術学会利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は利益相反に関する基本方針(平成30年6月18日制定)に基づき、本会会員及び本会会則に定める範囲内で本会の活動を行う非会員(以下「会員等」という。)が、本会の活動を行っていく上で、利益相反状態へ適切に対処し、本会の活動の成果が正当な評価と信頼性の下で達せられることを目的とする。

(定義)

第2条

1 利益相反

利益相反とは、研究者またはその所属機関等とある研究テーマに関連する他の組織機関との間の経済的な利益供与関係または組織的な利害関係などの存在が疑われ、研究成果が歪められる、または何らかの影響が及ぼされている懸念が示されること若しくはこれに類することをいう。

2 利益相反の情報開示の対象となる活動

利益相反の情報開示対象となる本会活動は次に掲げるものとする。

- (1) 学術集会における講演、発表
- (2) 「日本法科学技術学会誌」への投稿
- (3) その他本会の目的を達成するために行われる活動

(申告・開示すべき事項)

第3条 申告及び開示すべき利益相反関係事項は次の通りとする。

- (1) 責務における利益相反関係
 - ・企業・団体の役職等への就任
- (2) 経済的利益相反関係
 - ・企業・団体からの個人への贈与・報酬
 - ・株式の保有
 - ・研究者又は所属する組織・団体への研究費その他の資金補助、試薬・消耗品等の提供及び機器・資器材等の無償貸与
- (3) その他
 - ・実務事例等の報告においては、当事者関与の有無並びに関与の程度

(申告・開示の方法)

第4条 利益相反関係の申告及び開示の方法は以下の通りとする。

1 学術集会における講演、発表

- (1) 学術集会において、筆頭発表者（口頭発表の場合は実際に講演する者、ポスター発表では説明者（以下同様））である会員等は、前条に掲げる利益相反関係について、大会事務局へ別記様式1により申告しなければならない。
- (2) 筆頭発表者である会員等は発表に際して、申告した利益相反関係について所定の様式により開示しなければならない。

2 「日本法科学技術学会誌」への投稿

- (1) 日本法科学技術学会誌で発表する場合、筆頭著者である会員等は著者全員の前条に掲げる利益相反関係について、編集委員会へ別記様式2により申告しなければならない。
- (2) 日本法科学技術学会誌での発表に際して、筆頭著者である会員等は申告した利益相反関係について、投稿規程に定める方法により開示しなければならない。

3 申告及び開示の基準

学術集会において発表する筆頭講演者及び日本法科学技術学会誌で発表する全著者が申告すべき項目及びその開示基準については別表に定める。

4 共同研究における特例

会員等またはその所属機関と他の組織期間との共同研究（研究費、研究者を双方が分担して実施する研究）による成果（派生して得られる成果を含む。）について、学術集会または学会誌でそれぞれの所属を明らかにして共同発表する場合においては、その共同研究先との利益相反関係については申告及び開示を要しない。

但し、共同発表としない場合は、その研究が共同研究であること及び共同研究先を明らかにすることが求められる。

（違反者への対応）

第5条 この規程に反して申告若しくは開示を行わなかった場合、申告若しくは開示の内容に虚偽があった場合、及び利益相反について、本会活動を行う上で、支障がある若しくは支障を及ぼす深刻かつ重大な懸念があるなどの場合における本会の対応については、別に定める。

（申告書の保存等）

第6条 発表者から提出された申告書は、発表の日から3年間保存する。

2 申告書は原則として非公開とする。

附則

1 本規程は、令和5年1月1日から実施する。

2 本規程の改廃は理事会の議決による。